

## 「取引等に係る税務上の取扱い等に関する照会（同業者団体等用）」の記載要領

### 1 提出先及び提出部数

照会に対する回答を文書により求めようとする方（以下「照会者」といいます。）は、この用紙（添付書類を含む。）に必要事項を記載の上、照会者の主たる事務所の所在地の所轄国税局の審理課（官）に1部提出してください。ただし、次の照会については、それぞれ次に掲げる担当部署に提出してください。

- ・酒税の照会
  - ◇ 所轄国税局の酒税課（沖縄国税事務所にあつては間税課）
- ・間接諸税（印紙税を除く。）の照会
  - ◇ 所轄国税局の消費税課（沖縄国税事務所にあつては間税課）

### 2 「②所在地」

照会者の主たる事務所の所在地を記載してください。

### 3 「③ 団体の名称」、「④ 法人番号」及び「⑤ 代表者等」

③欄に照会者である団体の名称及び連絡先の電話番号、④欄に法人番号及び⑤欄に代表者等の役職及び氏名を記載してください。なお、代表者等は、担当役員でも差し支えありません。また、担当者の氏名及び連絡先の電話番号を記載してください。

### 4 「⑥ 代理人」

税理士等の代理人を選任している場合には、その方の住所又は居所及び氏名を記載してください。

### 5 「⑦ 同意事項等」

審査に必要な追加資料の提出や、照会内容・回答内容等の公表に関する同意事項をよくご確認ください。

### 6 「⑧ 照会の趣旨」

取引等に係る税務上の取扱い等に関する法令解釈・適用上の疑義を要約して記載するとともに、その疑義に対する照会者の求める見解の内容を必ず記載してください。

また、この欄に書ききれない場合は、適宜、用紙を追加してその内容を記載し、添付してください（記載事項⑨及び⑩についても、同様です。）。

### 7 「⑨ 照会に係る取引等の事実関係」

照会事項に係る当事者の名称、取引等における権利・義務関係など、課税関係を判断する上で必要と考えられる事実関係を、できる限り具体的に記載してください。

### 8 「⑩ ⑨の事実関係に対して照会者の求める見解となることの理由」

⑨の事実関係に対して法令の適用又は先例の適用等からなる照会者の求める見解となることの理由を、根拠となる事例、裁判例、学説、及び既に公表されている弁護士、税理士、公認会計士等の見解の引用も含めて、具体的、かつ、明確に記載してください。

### 9 「⑪ 関係する法令条項等」

⑩の見解となることの理由に係る法令及び法令解釈通達等の条項等を記載してください。

### 10 「⑫ 添付書類」

照会の趣旨及びその理由等の照会事項を説明するに当たり、関係する必要な資料を添付し、その資料の名称を（ ）内に簡単に記載してください。

## 11 その他留意事項

### (1) チェックシートの記載等

文書による回答の対象は、チェックシート記載の一定の要件を満たした上で、多数の納税者の国税に関する法令の適用等についての予測可能性の向上等の観点から、回答することが適切であると回答者が判断した照会であることが必要です。したがって、照会の内容等によっては、文書による回答の対象とはならないものがありますので、ご注意ください（詳しくは、国税局等の窓口でご相談ください。）。

### (2) 公表等

本件照会及び回答文書の内容については、多数の納税者に係る国税に関する法令についての予測可能性の向上等の観点から、速やかに公表することとしています。事前照会に対する文書回答手続のような公表の延期手続はありませんので、ご注意ください。